

## 習志野市個人情報保護条例（平成10年条例第22号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</p> <p>　第1節 個人情報の適正な取扱い（第6条—第12条）</p> <p>　第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止等（第13条—第30条）</p> <p>第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第31条—第35条）</p> <p>第4章 雜則（第36条—第39条）</p> <p>第5章 罰則（第40条—第43条）</p> <p>附則</p> <p>　（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>　（1）個人情報 <u>個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの</u>をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</p> <p>　第1節 個人情報の適正な取扱い（第6条—第12条）</p> <p>　第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止等（第13条—第30条）</p> <p>第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第31条—第35条）</p> <p><u>第4章 個人情報保護審議会（第35条の2）</u></p> <p>第5章 雜則（第36条—第39条）</p> <p>第6章 罰則（第40条—第43条）</p> <p>附則</p> <p>　（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>　（1）個人情報 <u>個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>　ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚</p>

- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）の規定により記録された特定個人情報をいう。
- (4) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、公営企業管理者及び議会をいう。
- (5) 公文書 習志野市情報公開条例（平成9年条例第17号）第2条第2号に規定する公文書をいう。
- (6) 電磁的記録媒体 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報が記録された電子計算機による処理に使用される磁気ディ

によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。  
以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項の個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

#### イ 個人識別符号が含まれるもの

- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）の規定により記録された特定個人情報をいう。
- (4) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、公営企業管理者及び議会をいう。
- (5) 公文書 習志野市情報公開条例（平成9年条例第17号）第2条第2号に規定する公文書をいう。
- (6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

スクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録してお  
くことができる物であつて、実施機関が管理しているものをいう。

- (7) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (8) 受託事業者 実施機関又は指定管理者から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたもの（当該委託を受けたものから当該事務の全部又は一部の委託を受けたもの及び当該事務につき順次にされるその全部又は一部の委託を受けたものを含む。）をいう。
- (9) 受託事業従事者等 受託事業者が受託した事務に従事している者及び従事していた者をいう。
- (10) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者であつて、市の公の施設の管理を行うものをいう。
- (11) 指定管理業務従事者等 指定管理者が行う市の公の施設の管理の業務に従事している者及び従事していた者をいう。
- (12) 派遣労働者 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を行うため実施機関に派遣され、当該実施機関の事務に従事している者をいう。
- (13) 派遣労働者等 派遣労働者及び派遣労働者であつた者をいう。

- (7) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (8) 受託事業者 実施機関又は指定管理者から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたもの（当該委託を受けたものから当該事務の全部又は一部の委託を受けたもの及び当該事務につき順次にされるその全部又は一部の委託を受けたものを含む。）をいう。
- (9) 受託事業従事者等 受託事業者が受託した事務に従事している者及び従事していた者をいう。
- (10) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者であつて、市の公の施設の管理を行うものをいう。
- (11) 指定管理業務従事者等 指定管理者が行う市の公の施設の管理の業務に従事している者及び従事していた者をいう。
- (12) 派遣労働者 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を行うため実施機関に派遣され、当該実施機関の事務に従事している者をいう。
- (13) 派遣労働者等 派遣労働者及び派遣労働者であつた者をいう。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の保護に自ら努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たつては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が整理して記録される公文書又は電磁的記録媒体を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の主な収集先
- (6) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を習志野市

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己を本人とする個人情報の保護に自ら努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たつては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が整理して記録される公文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の主な収集先
- (6) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を習志野市

個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 前3項の規定は、市の職員又は職員であつた者に係る人事、給与及び福利厚生等に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

（収集の制限）

（開示請求）

第13条 何人も、実施機関に対し、公文書又は電磁的記録媒体に記録された自己の個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 実施機関が特別の理由があると認めるときは、代理人により開示請求をすることができる。ただし、特定個人情報にあつては、特別の理由の有無にかかわらず、代理人により開示請求をすることができる。

（開示請求の手続）

第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

（1）開示請求をしようとする者の氏名及び住所

（2）代理人が開示請求をしようとする場合にあつては、本人の氏名及び住所

（3）開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事

個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 前3項の規定は、市の職員又は職員であつた者に係る人事、給与及び福利厚生等に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

（収集の制限）

（開示請求）

第13条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録された自己を本人とする個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 実施機関が特別の理由があると認めるときは、代理人により開示請求をすることができる。ただし、特定個人情報にあつては、特別の理由の有無にかかわらず、代理人により開示請求をすることができる。

（開示請求の手続）

第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

（1）開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所

（2）代理人が開示請求をしようとする場合にあつては、本人の氏名及び住所又は居所

（3）開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事

項

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として市長が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第15条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書の提出があつたときは、当該請求書の提出があつた日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、速やかに、書面により当該決定の内容を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該開示をする日時及び場所を前項の書面に記載しなければならない。

項

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として市長が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による請求書に形式上の不備があると認めるとときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第15条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書の提出があつたときは、当該請求書の提出があつた日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、その旨及び開示の実施に関する規則で定める事項を前項の書面に記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（第19条の2の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、その理由を第2項の書面に記載しなければならない。この場合において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにできるときは、その期日を同項の書面に記載しなければならない。

5 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条第1項に規定する請求書の提出があつた日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、同項の期間内に、当該決定をすることができない理由及び延長する期間を書面で通知しなければならない。

（新設）

（開示請求に係る事案の移送）

第15条の2 実施機関は、開示請求に係る個人情報（情報提供等記録

4 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（第19条の2の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、その旨を第2項の書面に記載しなければならない。この場合において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにできるときは、その期日を同項の書面に記載しなければならない。

5 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条第1項に規定する請求書の提出があつた日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、同項の期間内に、当該決定をすることができない理由及び延長する期間を書面で通知しなければならない。

（理由付記）

第15条の2 実施機関は、前条第3項又は前条第4項の規定により、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、前条第2項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

（開示請求に係る事案の移送）

第15条の3 実施機関は、開示請求に係る個人情報（情報提供等記録

を除く。) が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において前条第1項の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による移送をしたときは、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該請求について、前条第1項の決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

#### (開示の実施)

第17条 個人情報の開示をする旨の決定通知を受けた者は、当該個人情報の開示を受ける場合には、自己が当該個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として市長が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

- 2 個人情報の開示は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 個人情報が公文書に記録されている場合 当該公文書の当該個人情報に係る部分の閲覧若しくは視聴又は写しの交付

(2) 個人情報が電磁的記録媒体に記録されている場合 当該電磁

を除く。) が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において第15条第1項の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による移送をしたときは、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該請求について、前条第1項の決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

#### (開示の実施)

第17条 個人情報の開示をする旨の決定通知を受けた者は、当該個人情報の開示を受ける場合には、自己が当該個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として市長が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

- 2 個人情報の開示は、個人情報が公文書のうち文書又は図画に記録されている場合は閲覧又は写しの交付により、個人情報が公文書のうち電磁的記録に記録されている場合は、その種類、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

的記録媒体から印字装置を用いて出力した物の当該個人情報に係る部分の閲覧若しくは写しの交付又は規則で定める方法

3 実施機関は、前項第1号に規定する方法により個人情報を開示しようとする場合において、当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるときその他相当の理由があるときは、同号の規定にかかわらず、当該公文書の写しの当該個人情報に係る部分の閲覧若しくは視聴又はその写しの交付により開示することができる。

(部分開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、前条の規定により開示しないことができる個人情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合において、当該部分が当該部分を除いた部分と容易に区分することができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いて開示することがこの条例の趣旨に合致しないと認められるときは、この限りでない。

(訂正請求)

第21条 何人も、第15条第1項の決定により開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の手続)

3 前項の閲覧の方法により個人情報を開示しようとする場合において、実施機関は、当該個人情報が記録された公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

(部分開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、前条の規定により開示しないことができる個人情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合において、当該部分が当該部分を除いた部分と容易に区分することができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(訂正請求)

第21条 何人も、第15条第1項の決定により開示を受けた自己を本人とする個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の手続)

第22条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
  - (2) 代理人が訂正請求をしようとする場合にあつては、本人の氏名及び住所
  - (3) 訂正請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
  - (4) 訂正を求める内容
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実に合致することを明らかにする書類等を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第14条第2項の規定は、訂正請求について準用する。  
(訂正請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書の提出があつたときは、当該請求書の提出があつた日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求に係る個人情報を訂正するかどうかの決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、書面により当該決定の内容

第22条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 代理人が訂正請求をしようとする場合にあつては、本人の氏名及び住所又は居所
- (3) 訂正請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (4) 訂正を求める内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実に合致することを明らかにする書類等を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。  
(訂正請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書の提出があつたときは、当該請求書の提出があつた日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求に係る個人情報を訂正するかどうかの決定をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、書面により当該決定の内容

を通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定により訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報について適正と認める方法により訂正をした上、当該訂正の内容を前項の書面に記載しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により訂正をしない旨の決定をしたときは、その理由を第2項の書面に記載しなければならない。
- 5 第15条第5項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。  
(利用停止請求)

第24条 何人も、自己の個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める個人情報の消去、利用の停止又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

- (1) 第7条各項の規定に違反して収集されたとき、第8条若しくは第8条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の消去又は利用の停止
- (2) 第8条、第9条又は番号法第19条の規定に違反して提供さ

を通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定により訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報について適正と認める方法により訂正をした上、当該訂正の内容を前項の書面に記載しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により訂正をしない旨の決定をしたときは、その理由を第2項の書面に記載しなければならない。
- 5 第15条第5項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。  
(利用停止請求)

第24条 何人も、自己を本人とする個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める個人情報の消去、利用の停止又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

- (1) 第7条各項の規定に違反して収集されたとき、第8条若しくは第8条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の消去又は利用の停止
- (2) 第8条、第9条又は番号法第19条の規定に違反して提供さ

れているとき 当該個人情報の提供の停止

- 2 第13条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。  
(利用停止請求の手続)

第25条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 代理人が利用停止請求をしようとする場合にあつては、本人の氏名及び住所
- (3) 利用停止請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (4) 利用停止を求める内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

- 2 第14条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止請求に対する決定等)

第26条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書の提出があつたときは、当該請求書の提出があつた日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求に係る個人情報を利用停止するかどうかの決定をしなければならない。

れているとき 当該個人情報の提供の停止

- 2 第13条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。  
(利用停止請求の手続)

第25条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 代理人が利用停止請求をしようとする場合にあつては、本人の氏名及び住所又は居所
- (3) 利用停止請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (4) 利用停止を求める内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

- 2 第14条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止請求に対する決定等)

第26条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書の提出があつたときは、当該請求書の提出があつた日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求に係る個人情報を利用停止するかどうかの決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、速やかに、書面により当該決定の内容を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに、利用停止請求に係る個人情報について適正と認める方法により利用停止をした上、当該利用停止の内容を前項の書面に記載しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたときは、その理由を第2項の書面に記載しなければならない。
- 5 第15条第5項の規定は、利用停止請求に対する決定について準用する。

（審査会の調査権限）

第28条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る公文書又は電磁的記録媒体に記録されたものの提出を求め、審査請求人に閲覧させずにその内容を見分することができる。この場合において、諮問庁は、当該公文書又は電磁的記録媒体に記録されたものの提出を拒むことはできないものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事件に関し、審査請求人、参加人及び諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書若しくは資料の提出を求め、又は参考人に陳述を求め、その他必要な調査をすることができる。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、速やかに、書面により当該決定の内容を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに、利用停止請求に係る個人情報について適正と認める方法により利用停止をした上、当該利用停止の内容を前項の書面に記載しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたときは、その理由を第2項の書面に記載しなければならない。
- 5 第15条第5項の規定は、利用停止請求に対する決定について準用する。

（審査会の調査権限）

第28条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る公文書に記録されたものの提出を求め、審査請求人に閲覧させずにその内容を見分することができる。この場合において、諮問庁は、当該公文書に記録されたものの提出を拒むことはできないものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事件に関し、審査請求人、参加人及び諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書若しくは資料の提出を求め、又は参考人に陳述を求め、その他必要な調査をすることができる。

(審査会における事件の取扱い)

第29条 審査会は、市長が定めるところにより、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えるなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査請求人等は、市長が定めるところにより、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審査請求人等は、市長が定めるところにより、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料（前条第1項に規定する公文書及び電磁的記録媒体に記録されたものを除く。）の閲覧（電磁的記録媒体に記録されている場合にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し（電磁的記録媒体に記録されている場合にあっては、当該電磁的記録媒体から印字装置を用いて出力した物の写し）の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことはできない。

5 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交

(審査会における事件の取扱い)

第29条 審査会は、市長が定めるところにより、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えるなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査請求人等は、市長が定めるところにより、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審査請求人等は、市長が定めるところにより、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料（前条第1項に規定する公文書に記録されたものを除く。）の閲覧（電磁的記録に記録されている場合にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し（電磁的記録に記録されている場合にあっては、当該電磁的記録について印字装置を用いて出力した物の写し）の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことはできない。

5 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交

付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 第4項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、手数料を納付しなければならない。

7 前項の規定により納付する手数料の額並びに手数料の減額及び免除については、習志野市行政不服審査法施行条例第9条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「法第81条第3項の規定により読み替えて準用される法第78条第4項」とあるのは「習志野市個人情報保護条例第29条第6項」と、同条第2項中「審査会」とあるのは「市長」とする。

8 審査会の審議は、非公開とする。

9 審査会は、諮詢に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(個人情報保護審議会)

第34条の2 個人情報保護制度を適正かつ円滑に推進するため、審議会を置く。

2 審議会は、委員5人以内をもって組織し、個人情報保護制度に関する識見を有する者の中から、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 第4項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、手数料を納付しなければならない。

7 前項の規定により納付する手数料の額並びに手数料の減額及び免除については、習志野市行政不服審査法施行条例第9条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「法第81条第3項の規定により読み替えて準用される法第78条第4項」とあるのは「習志野市個人情報保護条例第29条第6項」と、同条第2項中「審査会」とあるのは「市長」とする。

8 審査会の審議は、非公開とする。

9 審査会は、諮詢に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(削除)

5 審議会は、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(新設)

第4章 雜則

#### 第4章 個人情報保護審議会

##### (個人情報保護審議会)

第35条の2 個人情報保護制度を適正かつ円滑に推進するため、審議会を置く。

2 審議会は、委員5人以内をもって組織し、個人情報保護制度に関する識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会は、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雜則

(費用負担)

第36条 第17条第2項及び第3項の規定による個人情報の開示の写しの交付並びに同条第2項第2号の規則で定める方法に要する費用は、開示請求者の負担とし、その額は規則で定める。ただし、市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは減額し、又は免除することができる。

(他の制度との調整)

第37条 この条例は、他の法令等（習志野市情報公開条例を除く。）に基づき、自己の個人情報（特定個人情報を除く。）の開示又は訂正の手続が定められている場合には、適用しない。

2 この条例は、市の図書館その他のこれらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として保有されている個人情報については、適用しない。

**第5章 罰則**

第42条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録媒体の記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第43条 偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく公文書又は電磁的記録媒体に記録された個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(費用負担)

第36条 第17条第2項及び第3項の規定による個人情報の開示の写しの交付並びに同条第2項の規則で定める方法に要する費用は、開示請求者の負担とし、その額は規則で定める。ただし、市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは減額し、又は免除することができる。

(他の制度との調整)

第37条 この条例は、他の法令等（習志野市情報公開条例を除く。）に基づき、自己を本人とする個人情報（特定個人情報を除く。）の開示又は訂正の手續が定められている場合には、適用しない。

2 この条例は、市の図書館その他のこれらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として保有されている個人情報については、適用しない。

**第6章 罰則**

第42条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第43条 偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく公文書に記録された個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。